

【重要】投資等の消費者トラブルに注意

現在、学内でFX「外国為替証拠金取引」の運用や勧誘による消費者トラブルの相談が増えています。

つきましては、新入生の皆さんが消費者トラブルの「加害者」「被害者」にならないように、情報共有や対応、責任等について説明します。

1. 消費者トラブルの全容

(1) 勧誘

- ① 紹介料5万円欲しさの学内友人や部活の仲間から、FX投資の勧誘を受ける。
- ② オンラインセミナー（zoom等）でFX投資のメリットなど説明を受ける。
- ③ 会食やカラオケ等の交流会に誘われ強い勧誘を受ける。

(2) 借金

- ① FXの運用資金として自動売買ツールの購入費用50万円の準備を指導される。
- ② 複数の金融機関から身分を偽り、50万円の借金をするよう指示される。

(3) 運用失敗

- ① 50万円の自動売買ツールを購入、FX運用を始める。
- ② 投資による「損失」がかさむ。

(4) 借金の返済

- ① 複数の金融機関からの借金50万円の返済に追われる。
- ② 過重なアルバイト、生活費の切り詰め、借金返済に充てる。
- ③ 新規の投資学生を勧誘し、紹介料5万円を借金返済に充てる。

2. 通常のFX

FX（外国為替証拠金取引）とは、例えば「日本円」と「ドル」の通貨価値変動に伴って売買をし、発生する差額によって利益を得る取引。

通常の取引では、口座開設・維持費や取引手数料などの準備資金は「0円」。

また、運用資金も積み立て「1円から」というように、通常のFXでは、初回で50万円もの準備・運用資金を必要としません。

3. 被害者（FXの「運用を決断した」学生）

大学生は、社会経験が少ないことから、消費者トラブルにも遭いやすいとされています。

思わぬ被害に遭わないためにも、前記した手口を知り、「安易にうまい話を信じない」「はっきり断る」ことが大切です。

特に成人（※）すると、民法上では（未成年者と異なり親権者の同意なく）自ら契約できることから、危険性を見誤ると莫大な借金の負債や、思わぬ法的責任を負うことになります。

つまり、契約者である学生皆さんの「自責」であり、本学等の第三者は一切責任を負いかね、自力で解決を要することを自覚してください。

4. 加害者（FX 運用を「勧誘した」学生）

(1) 勧誘した学生やその保護者からの申し出の可能性

勧誘した学生やその保護者からの不服申し立てによるトラブルに発展する可能性があります。

(2) 警察等の法的な介入による可能性

勧誘した学生やその保護者の訴えにより、警察が事件性のある問題として取り扱う可能性があります。

(3) 大学としての処分の可能性

警察等が事件として取り扱った場合、大学としては学則第 39 条 3 項 4 号「本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者」に則り、懲戒処分とする可能性があります。

5. 困った時は

被害者（FX の「運用を決断した」学生）であれ、加害者（FX 運用を「勧誘した」学生）であれ、まずは公的な「消費者生活センター」へ迅速に相談することをおすすめします。

また、学内の「学生相談室」でも対応します。

(1) 消費者生活センター（市町村等）

「消費者ホットライン（TEL：188 局番なし）」

消費者庁 消費者トラブル HP <https://www.caa.go.jp/notice/caution/sales/>

(2) 学生相談室（学内）

2 号館 8 階（学務課窓口予約：平日 9：00～17：00）

臨床心理士などの各カウンセラーやアドバイザーが対応



申込フォーム QR コード

(※) 2020 年 4 月より成年年齢が 20 歳から 18 歳に変わりました。